

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する第17条第1項の規定に基づき、羽生都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 変更の理由

生産緑地地区の指定から30年が経過したことを理由に所有者から買取申出が出され、生産緑地法第14条の規定に基づき、行為制限が解除されたため、羽生都市計画生産緑地地区を変更し、又は廃止するものです。

2 変更の概要

変 更 後	変 更 前
廃 止	第4号生産緑地地区 約0.07ha
廃 止	第10号生産緑地地区 約0.07ha

3 土地の所在

第4号生産緑地地区…羽生市北3丁目2-8、2-21

第10号生産緑地地区…羽生市大字藤井上組字西1153-5